令和4年福島県沖地震における住宅の応急修理制度について

令和 4 年福島県沖地震により、住宅が準半壊以上の被害を受け、自らの資力では修理できない世帯に対して、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急修理を行います。

- ※原則、修理の着手前に申込みが必要です。早急に修理が必要な場合は、必ず施工前、施工中、施工後の写真を必ず撮影してください。
- ※応急修理は、町が業者へ依頼して実施します。<u>修理業者へ工事代金の支払いが完了してしま</u> うと、制度を利用することができませんのでご注意ください。

〇対象者

次の全ての要件を満たす方(世帯)

- ・地震により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受けた方
- ・応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- ・準半壊、半壊又は中規模半壊の場合は、自らの資力では修理ができない方

○対象となる応急修理の範囲

修理箇所•優先度	主な修理事例
屋根等の基本部分①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・はり等の補修、
	壊れた外壁の補修、壊れた床の補修
ドア等の開口部②	壊れた玄関ドアの補修、窓の補修
上下水道等の配管・配線③	上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備(換気扇な
	ど)の 交換、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修
衛生設備④	便器、浴槽などの交換

※内装のみの修理やグレードアップとなる修理は原則対象外となります。 家電製品は対象外です。

〇応急修理の限度額

1世帯当たりの支給限度額は次のとおりです。

半壊以上 595,000 円 準半壊 300,000 円

〇申込みに必要な書類

- ・住宅の応急修理申込書(様式第1号)
- ・り災証明書(写し)
- ・施工前の修理箇所等の被害状況がわかる写真
- ・住宅応急修理見積書(様式第3号)※屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を明記
- ・資力に関する申出書(様式第2号)※準半壊、半壊、中規模半壊の場合必要
- ・借家の応急修理にかかる所有者の同意書※借家の場合

〇今後の手続きについて

修理業者に「住宅応急修理見積書」等書類を 1 部作成し、役場建設水道課へ提出するよう 依頼願います。

申請期限:令和4年5月31日(火) 応急修理完了期限:令和4年6月15日(水)

状況により期限を延長する場合もありますのでご相談ください。

問い合わせ先 : 浅川町役場 建設水道課 150247-36-1184